わが国の年金制度の概要

小田 一博

わが国の年金制度は「社会的扶養」を基本とし、全国民に共通した「国民年金(基礎年金)」をベースに「被用者年金」および「企業年金」の3階建ての体系となっている。この「国民年金」と「被用者年金」は公的年金、「企業年金」は私的年金と位置づけられている。公的年金においては、今後少子高齢化が進行するため、制度の支え手である現役世代が減り保険料収入が減少する一方、高齢者の増加や平均寿命の伸びで給付費が増大することが見込まれており、平成16年において、将来にわたり安心できる持続可能な年金制度の構築を目指し、給付と負担のあり方を見直す等の制度改正が行われた。

キーワード:年金制度,公的年金,私的年金,企業年金,国民年金,基礎年金,厚生年金,共済年金,積立金運用,確定給付,確定拠出

1. はじめに

第1次産業中心から第2・3次産業中心への産業構造の変化に伴って、都市化・核家族化が進行してきたわが国では、従来のような家族内での「私的扶養」によって高齢となった親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」の必要性が高まってきている。わが国の年金制度は、このような「社会的扶養」を基本としており、全国民共通の国民年金を土台に、民間被用者や公務員は厚生年金あるいは共済年金に加入することで上乗せ給付を受け、老後の所得保障を充実させる仕組みとなっている。

本稿では、わが国の年金制度の体系を概観した後、 公的年金や私的年金のそれぞれの役割や特徴等を記し、 さらに平成16年に行われた年金制度改正の要点やそ の考え方について解説する.

2. わが国の年金制度の体系

わが国の年金制度は、全国民に共通した「国民年金(基礎年金)」を基礎に、「被用者年金」および「企業年金」の3階建ての体系となっている(図1)。この「国民年金」と「被用者年金」は公的年金、「企業年金」は私的年金と位置づけられている。公的年金は、長期にわたる老後生活の主柱となるに足る保障を行うのに対し、私的年金は、公的年金を基盤とした上で、より豊かな老後生活を確保するという補完的な役割を

おだ かずひろ 脚年金総合研究センター 〒 105-0001 港区虎ノ門 2-6-4 担っている。

3階建てのうち、1階部分は20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、加入者共通に給付される「国民年金(基礎年金)」である。2階部分としては、国民年金の上乗せとして報酬比例の年金を支給する「被用者年金(厚生年金、共済年金)」があり、民間企業や官公庁等に雇用されている者が加入する。さらに3階部分として「企業年金(厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金等)」があり、これは企業がその従業員を対象に実施する年金制度である。いわゆる"定年退職"の時期を自ら選択できる自営業者や農業者等は国民年金のみに加入する。

3. 公的年金の特徴

わが国の公的年金制度は、老後の所得保障を確保し、 高齢者になったときに社会的に肩身の狭い立場から解 放され、子どもによる扶養等に頼ることなく、自立し て生活できる仕組みとなっており、(1)国民皆年金、(2) 社会保険方式、(3)世代間扶養、(4)修正賦課方式という 特徴を持っている。

以降にそれぞれの特徴を解説する.

(1) 国民皆年金

わが国の公的年金制度は、自営業者や無業者を含め、 国民すべてが国民年金制度に加入し、基礎年金給付を 受けるという国民皆年金の仕組みとなっている。基礎 年金は、老後生活の基礎的部分を保障するため、全国 民共通の給付を支給するものであり、その費用につい ては、国民全体で公平に負担する。こうした国民皆年 金制度をとっていることにより、永続的で安定的な保

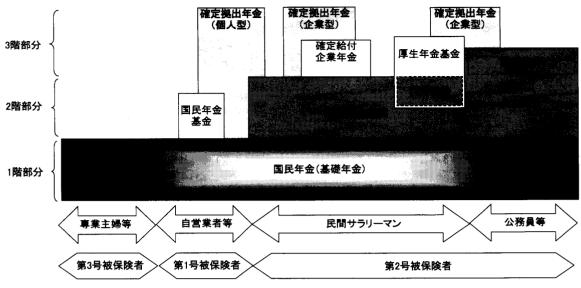


図1 年金制度の体系

険集団が構成され、社会全体で老後の所得保障という 問題に対応していくことが可能となっている。

(2) 社会保険方式

わが国の公的年金は、社会保険方式となっている.

公的年金制度の加入者は、それぞれ保険料を拠出し、それに応じ年金給付を受ける。したがって、基本的には保険料を納めなければ年金は受給できず(無年金)、納めた期間が長ければ支給される年金も多くなる。このように、自分が若いときに納めた保険料の見返りとして年金をもらえるという社会保険の仕組みは、給付と負担の関係が明確であることから、国民の理解を得やすい面がある。

公的年金は、制度としては強制加入の仕組みをとっている。強制加入としている理由は、若いころから老後に備えて必要なお金を十分に貯蓄しておくという人は多くはないと思われ、やり直しのきかない人生を後になって後悔しないようにするという個人の視点でみた必要性や、現役世代の国民が全員参加で公的年金を支えることを義務づけることによって安定した所得保障制度を構築するという制度全体の視点からみた必要性等が挙げられる。

また、公的年金は、現役時代の給与の低い人にも一定以上の年金を保障する仕組みとなっており、いわば所得再分配を伴うものとなっている。国民年金については、無業者等の保険料負担が困難な人も被保険者(加入者)となるので、このような人に対しては保険料免除の制度が設けられ、年金受給権が保障されている。

(3) 世代間扶養

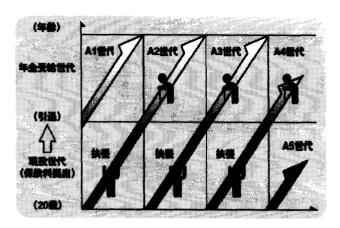
かつての高齢者は、老後のための私的な貯蓄や子ど もによる私的な扶養等によって老後生活を送っていた。

しかし、貯蓄については、誰も自分の寿命を予想できないし、その寿命に応じた必要十分な貯蓄額を事前に知ることもできない。しかも、若いころから引退時、さらに寿命を全うするまでには何十年という長い時間があり、その間、インフレが予想を超えて進行し貯蓄が目減りする等の可能性もある。

また、子どもによる私的な扶養も不安定と考えられる。頼る子どもがすべての人にいるとは限らず、頼る子どもがいる場合においても子ども自身の経済状況に左右されることになる。現代においては、日本の社会の構造変化、特に第1次産業で働く人の激減、核家族化や若者の都会への集中、サラリーマン化等により、私的な扶養に頼ることはさらに難しくなっている。

さらに、平均寿命が大幅に伸び、老後生活が長期化 したことも、私的な貯蓄や私的な扶養だけによって老 後生活を送ることを困難にしている。

今日,公的年金は,基本的には現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方で運営されている。これは、1人1人で私的に行っていた老親の扶養・仕送りを、社会全体の仕組みに広げたものである。現役世代が全員でルールに従って保険料を納付し、そのときそのときの高齢者全体を支えるこのような仕組みは、私的な扶養の不安定性やそれをめぐる気兼ね・トラブル等を避けるというメリットもある。また、現役世代が生み出す富の一定割合をそのときそのときの高齢者世代に再分配するという仕組みを



(出所) 厚生労働省ホームページ 図 2 世代間扶養の仕組み

とることにより、実質的価値を維持した年金を一生涯にわたって保障するという、安定的な老後の所得保障が可能となっている。公的年金は終身年金であり、その年金額の実質価値を維持するために、物価の変動に応じて年金額を改定する物価スライド制が採用されている。

このように、年金は、高齢者世代にとってはもちろんのこと、若い世代にとっても、自分の親の私的な扶養や自分自身の老後の心配を取り除く役割を果たしていると言える。

公的年金制度における世代間扶養の仕組みは図2の通りである。図にある斜めの矢印のそれぞれは、同時期に20歳に到達したある世代が、時の経過により年齢が上がり、現役世代という支え手側から、年金受給世代という支えられる側へと移行する様子を示したものである。

(4) 修正賦課方式

わが国の公的年金は、保険料と国庫負担(基礎年金の3分の1)が財源となっている。なお、保険料に関しては、現役世代が拠出した保険料のうち、高齢者への給付に充当されなかった部分を積立てて運用し、その運用収入により将来の保険料の増加を抑制することとなっている。このような財政方式は、完全な賦課方式(給付をそのときの保険料ですべて賄う)でもなければ、完全な積立方式(給付を積立金およびその運用収入ですべて賄う)でもなく、修正賦課方式と呼ばれている。

わが国では今後、少子高齢化が急速に進行するなかで、後世代の負担の増加は避けられない。積立金およびその運用収入は、世代間の負担の不公平を是正し、年金制度の財政運営の安定化に資する貴重な財源とな

っている。その積立金は、平成15年度末現在で約150兆円もあり、その一部は特殊法人である年金資金運用基金が管理・運用を行っているが、平成18年度より積立金運用の専門性を徹底し、また責任の明確化を図る等の目的で、この年金資金運用基金を廃止し、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を創設することとなっている。なお、こうした法人が行う積立金運用の金額の多くは、信託銀行や投資顧問会社といった民間の運用機関に委託され、市場で運用されている。

4. 被保険者(加入者)の種類と保険料

国民年金の加入者が、国民年金第1号被保険者から第3号被保険者までのどの種類の被保険者になるか、また、上乗せのどの制度に加入するかは、それぞれの職業等に応じて決められ、そして、現役時代にどの制度に加入したかによって、将来、どの種類の給付を受けられるかが決まる(図3参照)。

5. 公的年金の給付の種類

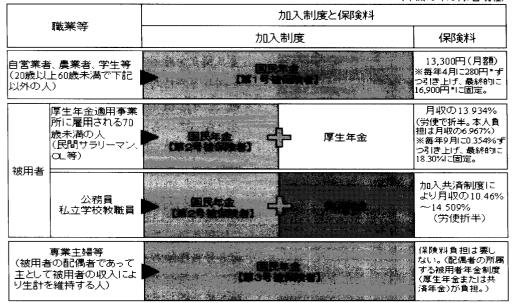
公的年金制度では、(1)老齢になった場合には老齢年金が、(2)病気やけがで障害を有することとなった場合には障害年金が、および(3)年金受給者または被保険者(加入者)が死亡した場合には遺族年金が、支給される。

(1) 老齢年金

老齢基礎年金は、国民年金に原則として25年以上加入した者が65歳から受ける全国民に共通した年金である。年金額は40年加入した場合が満額となり、加入年数がそれに満たない場合は、その期間に応じて減額される。本人が希望すれば、60歳以降から繰り上げ(受け始める年齢に応じて本来の老齢基礎年金額が一定の率で減額され、その額が一生続く)、また、65歳以降に繰り下げて(受け始める年齢に応じて、本来の老齢基礎年金額が一定の率で増額され、その額が一生続く)、受けることもできる。

老齢厚生(共済)年金は、厚生年金に加入していた者が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたときに、65歳から老齢基礎年金に上乗せして受ける年金のことである。年金額は「平均標準報酬月額×支給乗率×加入月数」で計算される。また、老齢厚生年金は、加入期間が20年(中高齢の特例の場合は15年~19年)以上ある場合、その者に生計を維持されている65歳未満の配偶者、または18歳未満(18歳の誕生日の属する年度末まで)の子、20歳未満で1級・2級の障害

(平成16年10月1日現在)



*平成16年度価格とは、平成16年度の賃金水準を基準として価格表示したものです。実際に賦課される保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められます。このため、その額は今後の賃金上昇の状況に応じて変化するものです。

(出所) 厚生労働省ホームページ

図3 加入者の種類と保険料

の子がいれば、加給年金額が加算される。

なお現在は、報酬比例部分と定額部分からなる「特別支給の老齢厚生(退職共済)年金¹」が60歳から支給され、65歳からは報酬比例の「老齢厚生(退職共済)年金」が支給されることになっている。

また、退職共済年金には共済独自の職域年金部分が加算される。

(2) 障害年金

障害年金は、年金に加入中の病気やけが等が原因で 障害を有することになった場合に支給される。ただし 支給要件として、障害発生までの被保険者(加入者) 期間中に原則として被保険者(加入者)期間の3分の 1以上の保険料の未納がなかったこと等が必要である。

1 昭和 61 (1986) 年の年金改正により、老齢厚生(退職共済)年金の支給は65歳からになったが、厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていれば、当分の間 60歳から64歳まで老齢厚生(退職共済)年金が特別に支給される。これを特別支給の老齢厚生(退職共済)年金」のうち、定額部分(1階部分)の支給開始年齢については、平成13(2001)年から平成25(2013)年にかけ、生年月日によって段階的に65歳まで引き上げられることになっている。また、平成12(2000)年の法律改正により、「特別支給の老齢厚生(退職共済)年金」のうち報酬比例部分(2階部分)の支給開始年齢についても、平成25(2013)年から平成37(2025)年にかけて段階的に65歳に引き上げられることとなっている。

障害基礎年金では、障害の程度に応じて1級と2級があり、1級の方が障害が重く、年金額は2級の1.25倍になっている。

障害厚生(共済)年金は、厚生年金(共済)に加入している者が、在職中の病気やけがで障害基礎年金に該当する障害(1級・2級)になったとき、障害基礎年金に上乗せして受けられる年金のことである。老齢年金と同様、厚生年金(共済)加入中の賃金の平均と加入期間に応じて計算されるが、加入期間が25年(300月)に満たないときには、25年加入したものとして年金額を計算する。なお、障害共済年金には共済独自の職域年金部分が加算される。1級・2級の場合は障害基礎年金と障害厚生(共済)年金が、さらに程度の軽い障害の場合は3級の障害厚生(共済)年金だけが支給される。なお、障害厚生(共済)年金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たす必要がある。

(3) 遺族年金

遺族年金は、年金受給者や被保険者(加入者)が死亡した場合、その者に生計を維持されていた遺族に支給される。障害年金と同様、支給要件として、被保険者(加入者)期間中に原則として被保険者(加入者)期間の3分の1以上の保険料の未納がなかったこと等が必要となる。

遺族基礎年金は、老齢基礎年金の満額と同じ. 遺族

厚生(共済)年金は、亡くなった者がその時点で受けるはずだった老齢厚生(共済)年金の4分の3になる.加入期間が25年(300月)に満たずに被保険者(加入者)が死亡したときには、25年加入したものとして年金額を計算する.遺族共済年金には共済独自の職域年金部分が加算される.受けられる遺族は、遺族基礎年金の場合は、死亡した者に生計を維持されていた18歳未満(18歳の誕生日の属する年度末まで)の子、または18歳未満(同)の子のいる妻であり、遺族厚生(共済)年金の場合は、死亡した者に生計を維持されていた配偶者、子、父母、孫、祖父母で、18歳未満(同)の子のいる妻や子は、遺族基礎年金もあわせて受けることができる。

6. 国民年金基金制度

国民年金基金制度は、自営業者等の老後の所得保障を充実させるため、国民年金の第1号被保険者を対象に、老齢基礎年金に上乗せして給付を行う任意加入の国の年金制度である。都道府県単位で設立される地域型基金と、同種同業の者によって全国単位で設立される職能型基金がある。給付設計は全員が加入する1口目と希望に応じて選択する2口目以降があり、口数に応じて掛金を納め、掛金は社会保険料控除となる。

7. 企業年金制度

(1) 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、わが国の中核をなす企業年金制度である。公的年金を補完するべく、厚生年金の一部(報酬比例部分)を国に代わって支給する(代行部分)とともに、企業の実情に合わせて上乗せ給付を行う(プラスアルファ部分)ことで、従業員により手厚い老後所得を保障している。事業主が負担する掛金は全額損金として扱われ、加入員が負担する掛金は社会保険料控除の対象となる等、税制上の優遇措置が認められている。

(2) 適格退職年金制度

適格退職年金制度は、法人税法で定める一定の条件 を満たすことで国税庁長官の承認を受け、制度管理や 退職金資産の運用を信託銀行や生命保険会社に任せる 企業年金制度のことである。事業主が負担する掛金は 全額損金として扱われる等、税制上の優遇措置があり、 多くの中小企業が採用している。ただし、同制度は、 平成 13 (2001) 年の確定給付企業年金法や確定拠出 年金法の成立により、廃止されることが決定しており、 平成24年3月末までに確定給付企業年金や確定拠出年金および中小企業退職金共済等の他の制度に移行することが義務付けられている。

(3) 確定給付企業年金制度

確定給付企業年金制度は,企業年金の受給権保護等 を図る制度として,平成14 (2002)年に創設された.

厚生年金基金が行っている老齢厚生年金に係る代行 給付について、国にその支給義務を返上(移転)した 後も引き続き上乗せ部分(代行部分以外)の給付を行 う場合は、厚生年金基金は確定給付企業年金に移行す ることになった。

確定給付企業年金は、実施形態により①規約型と② 基金型に分かれる。

① 規約型企業年金

労使合意の年金契約に基づき、企業と信託銀行・生 命保険会社等が契約を結び、企業の外部で年金資金を 管理・運用し、年金給付を行う企業年金

② 基金型企業年金

企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、 基金において年金資金を管理・運用し、年金給付を行 う企業年金

8. 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展や高齢期における生活の多様化等、社会経済情勢の変化に鑑み、個人または事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、平成13(2001)年に導入された年金制度のことである。拠出した掛金額とその運用収益との合計額に基づいて給付額が決定される年金制度であり、給付が確定している確定給付年金と対比される。確定拠出年金の特徴は、

- ①年金資産を自分で運用指図し、その結果に応じて 年金額が決定
- ②年金資産が個人別に区分され、残高の把握や転職 時の資産の移行が容易
- ③企業規模を問わず実施することが可能 といった点等が挙げられる.

確定拠出年金には、自営業者等が加入できる「個人型年金」(掛金は個人が拠出)と、企業が導入し従業員を加入させる「企業型年金」(掛金は企業が拠出)の2タイプがある。

9. 平成 16 年年金制度改正

わが国では今後さらに少子高齢化が進行するため、 年金制度の支え手²である現役世代が減り保険料収入 が減少する一方、高齢者の増加や平均寿命の伸びで給 付費が増大することが見込まれている。そこで平成 16年において、将来にわたり安心できる持続可能な 年金制度の構築を目指し、年金制度の改正が行われた。 以降に改正の主なポイントやその考え方等を解説する。

(1) 給付と負担のあり方の見直し

これまでは、まず高齢者への給付水準を設定し、それに必要な現役世代の負担(保険料)水準が決定されていた。すなわち、高齢者への一定水準の給付を賄うためには現役世代の負担(保険料)が今後大きく増加する懸念があった。これを改め、まず現役世代の将来の負担の上限を設定し、その範囲内で給付水準を調整する仕組みとした。具体的に負担面では、

- ①今後引き上げる保険料水準を平成29(2017)年 以降は固定させる³(保険料水準固定方式の導入),
- ②年金課税の見直し等を財源に、基礎年金への国庫 負担を3分の1から2分の1に引き上げる。

一方, 給付面では,

- ③これまでは、時間的に無限の将来までの年金財政を均衡させるため巨額の積立金を保有することを想定していたが(永久均衡方式)、すでに生まれている者が年金受給を終える概ね100年後までの期間を視野に年金財政の均衡を図る仕組みとし、現在、給付費の5年分程度ある積立金が2100年には1年分程度となるよう積立金を取り崩し、次世代や次々世代の給付に充てる(有限均衡方式)、
- ④年金額の計算にあたっては、賃金や物価の伸びを そのまま使うのではなく、社会全体の保険料負担 能力(労働力人口の減少率や平均余命の伸び)を 反映させ、給付水準を調整する(マクロ経済スラ イド)、調整の範囲としては、老後生活の基本的

部分を支える給付水準を確保するため、標準的な年金受給世帯4の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の所得代替率(現役世代の平均手取り収入と比較した水準)は50%を上回るものとする5、

といった改定があった。これらの措置は、ア)将来の現役世代の負担を過重なものとしないようにするとともに、高齢者の生活を支える公的年金としてふさわしい給付水準を確保する、イ)社会経済の変動に柔軟に対応でき、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない持続可能な制度とする、という考え方に基づくものである。

(2) 生き方・働き方の多様化への対応

高齢者,女性,障害者等,様々な国民の多様な生き 方・働き方に対応し、また、就労等様々な形での貢献 が年金制度上評価される仕組みとした。 具体的には、 ①60歳代前半における就労を阻害せず、働くことに 中立な仕組みとするため、在職中の老齢厚生年金一律 2割支給停止を廃止する等の在職老齢年金制度の見直 し,②被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する被保 険者が負担した保険料は、夫婦が共同で負担したもの であることを基本認識として、第3号被保険者期間の 厚生年金の分割や,離婚時の厚生年金の分割等女性と 年金を巡る課題への対応、③障害を持ちながら働いて 保険料を納めた期間を老後の年金額に反映するため、 障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択を可 能とする等の障害年金の改善、および④育児期間中の 保険料免除措置の対象を1歳未満から3歳未満へ拡大 する等の次世代育成支援の拡充等といった措置が講じ られた. なお, 短時間 (パート) 労働者の厚生年金適 用については、社会経済の状況、短時間労働者が多く 就業する企業への影響, 短時間労働者の意識, 雇用へ の影響等に配慮しつつ、企業および被用者の雇用形態 の選択にできる限り中立的な仕組みとなるよう、法施 行後5年を目処として、総合的に検討が加えられ、そ の結果に基づき、必要な措置が講じられるものとする、 といった検討規定が法律に設けられた.

² 2000 年には高齢者 (65 歳以上) 1 人を現役世代 (20~64 歳) 3.6 人で支えていたのに対し, 2025 年には高齢者 1 人を現役世代 1.9 人で支えることになる見込み.

³ 厚生年金の保険料率(改定前13.58%)を2004年10月から毎年0.354%ずつ引き上げ、2017年以降は18.3%で固定する。国民年金の保険料(月額、改定前13,300円)を2005年4月から毎年280円ずつ引き上げ、2017年以降は16,900円で固定する(国民年金の保険料は2004年度価格であり、今後の賃金上昇の状況に応じて変化する可能性がある)。

⁴ 夫が平均的収入で 40 年間就業し、妻がその期間すべて 専業主婦であった世帯 (いわゆるモデル世帯).

⁵ なお、少なくとも5年に1度の財政検証の際、次の財政 検証までに所得代替率が50%を割り込むことが予想され る場合は、マクロ経済スライドによる年金額の調整を停止 し、給付や負担のあり方について再検討することとしてい る

⁶ 厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要な ものとして、国に納めることが免除される保険料。

(3) 企業年金の充実・安定化

企業年金に関する改正事項としては、①平成12年 度改正で引上げが凍結された厚生年金基金の免除保険 料⁶の凍結解除等といった厚生年金基金の安定化に向 けた改正、②年金制度改正における公的年金の給付水 準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して老後所得 の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行う等の確 定拠出年金の充実、③厚生年金基金、確定給付年金間 で加入者の年金原資の資産移管を可能とする等の企業 年金のポータビリティ (転職時の持ち運び) の確保 (年金通算措置) といったものが挙げられる。

参考文献

- [1] 厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/
- [2] 社会保険庁ホームページ: http://www.sia.go.jp/
- [3] 厚生年金基金連合会ホームページ: http://www.pfa. or.jp/